令和4年における犯罪情勢について

1 刑法犯認知・検挙状況

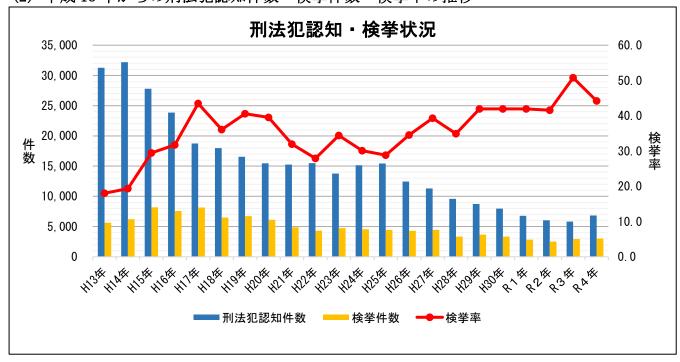
【ポイント】

- ・令和4年の刑法犯認知件数は6,830件と平成25年以来9年ぶりに増加し、令和元年の水準を上回る。
- ・検挙件数・人員は増加し、ここ数年でみても高い水準に達したが、認知件数の大幅な増加により、検挙率は44.2%と前年より6.6ポイント減少。

(1) 令和4年中の刑法犯認知・検挙状況(前年対比)

		R 3 年	R 4 年	増減数	増減率(%)
	認知件数	5, 814	6, 830	1, 016	17. 5%
:++	犯罪率	41. 0	48. 3	7. 3	ポイント
滋賀	検挙件数	2, 952	3, 021	69	2.3%
県	検挙人員	1, 893	2, 146	253	13. 4%
775	検挙人員(少年)	227	249	22	9. 7%
	検挙率(%)	50. 8	44. 2	-6. 6	ポイント

(2) 平成13年からの刑法犯認知件数・検挙件数・検挙率の推移



	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
刑法犯認知件数	31, 258	32, 183	27, 801	23, 841	18, 750	17, 969	16, 553	15, 455	15, 258	15, 501
検挙件数	5, 629	6, 228	8, 191	7, 565	8, 153	6, 484	6, 715	6, 111	4, 873	4, 326
検挙人員	2, 669	3, 133	3, 231	3, 152	2, 988	2, 639	2, 517	2, 585	2, 971	2, 705
検挙率	18. 0	19.4	29. 5	31.7	43. 5	36. 1	40. 6	39. 5	31. 9	27. 9
1100 /- 1104 /-	1105 (-	1100 /-	1107 6	1100 /-	1100 /-	1100 -	D . 4	D = 4	D = 4	D . 6

H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
13, 762	15, 139	15, 447	12, 435	11, 308	9, 573	8, 737	7, 967	6, 771	6, 039	5, 814	6, 830
4, 737	4, 557	4, 451	4, 294	4, 446	3, 341	3, 663	3, 340	2, 840	2, 511	2, 952	3, 021
2, 584	2, 519	2, 715	2, 452	2, 286	2, 172	2, 060	1, 952	1, 736	1, 807	1, 893	2, 146
34. 4	30. 1	28.8	34. 5	39. 3	34. 9	41. 9	41. 9	41.9	41. 6	50.8	44. 2

罪種別の認知件数(過去5年)

【ポイント】

・令和4年は、風俗犯を除く全ての罪種で前年より増加。 特に窃盗犯、知能犯、粗暴犯の増加が顕著。

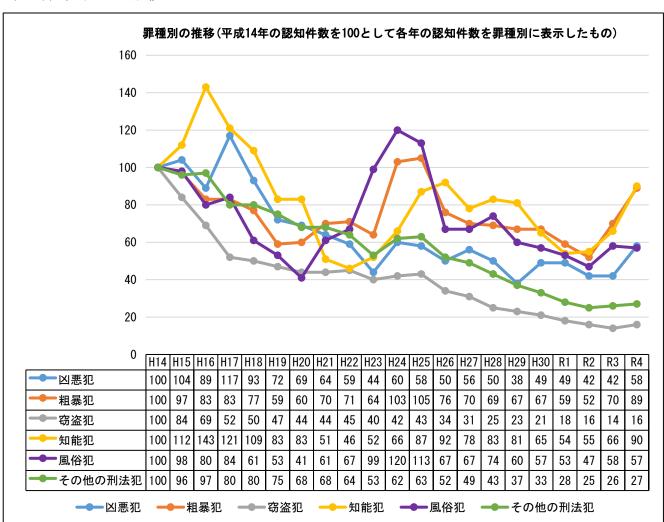
(件)

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	前年比増減(注)
凶悪犯	44	44	38	38	52	14
粗暴犯	466	409	363	489	620	131
窃盗犯	5, 618	4, 748	4, 172	3,696	4, 369	673
知能犯	483	400	408	489	664	175
風俗犯	98	90	81	99	97	-2
その他の刑法犯	1, 258	1,080	977	1,003	1, 028	25
合 計	7, 967	6,771	6, 039	5, 814	6,830	1, 016

注:令和3年の数値と比較した令和4年の増減数

- · 凶悪犯(殺人、強盗、強制性交等)
- ・粗暴犯(暴行、傷害・傷害致死等)
- ・窃盗犯(空き巣、自転車盗、万引き等)・知能犯(詐欺、偽造等)
- ・風俗犯(強制わいせつ、公然わいせつ等) ・その他の刑法犯(器物損壊等)

(参考) 罪種別の推移



3 刑法犯認知件数の増加件数に占める割合の大きい罪種(手口別)

【ポイント】

・刑法犯認知件数の増加要因を手口別に更に詳細にみると、乗り物盗(自転車盗・自動車盗・オートバイ盗)が増加件数の38.2%、詐欺が15.1%、暴行・傷害が13.1%、万引きが10.5%、空き巣が3.4%、その他の窃盗(部品ねらい・車上ねらい)が8.4%を占める。これらの手口の犯罪が増加の主な要因。

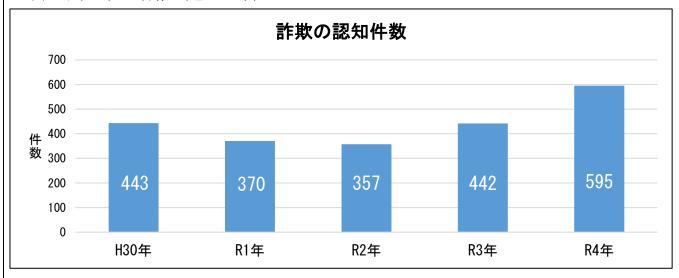
	R	3	R	4	前年からの	増加件数
	件数	総数に占める 割 合	件数	総数に占める 割 合	増加件数	(1,018件) に占める割合
総数	5, 814	100.0%	6, 830	100.0%	1, 016	100.0%
自転車盗	889	15. 3%	1, 211	17. 7%	322	31. 7%
詐欺	442	7.6%	595	8. 7%	153	15. 1%
万引き	925	15. 9%	1, 032	15. 1%	107	10. 5%
暴行	228	3.9%	316	4. 6%	88	8. 7%
部品ねらい	123	2.1%	179	2. 6%	56	5.5%
傷害・傷害致死	196	3.4%	241	3. 5%	45	4.4%
空き巣	90	1.5%	125	1. 8%	35	3.4%
自動車盗	37	0.6%	71	1. 0%	34	3.3%
オートバイ盗	52	0.9%	85	1. 2%	33	3. 2%
車上ねらい	260	4.5%	289	4. 2%	29	2.9%
自動販売機ねらい	33	0.6%	50	0. 7%	17	1.7%
器物損壊等	610	10. 5%	627	9. 2%	17	1.7%
その他の刑法犯	1, 929	33. 2%	2, 009	29. 4%	80	7. 9%

4 詐欺の認知状況等

【ポイント】

- ・令和4年は、前年に続き詐欺の認知件数が大幅に増加。特殊詐欺のほか、「売り付け詐欺」、いわゆる「サポート詐欺」、いわゆる「ロマンス詐欺」などインターネットやSNS等のサイバー空間における接点を契機とする被害が増加の要因。
- ・「売り付け詐欺」の被害は各年代にわたっており、いわゆる「サポート詐欺」は 50 歳以上 の男性が被害に遭うケースが多く、いわゆる「ロマンス詐欺」は 40,50 歳代の被害者が多 くみられる。こうした傾向も踏まえ、対象者に応じた広報啓発に留意することも重要。
- ・インターネット上での売買では、取引実績などから相手方の信頼性を十分確認するなどの 対策が重要。
- ・いわゆる「サポート詐欺」は、電子マネーでの支払いが求められている実態から、そうし た手口の啓発や、コンビニエンスストア等での電子マネー購入者への注意喚起が重要。
- ・いわゆる「ロマンス詐欺」は、長期にわたって犯人と被害者の関係性が構築されることな どから、被害額も高額となる傾向。その手口としては、SNSやマッチングアプリでの出 会いから、別のメッセージアプリに誘導して金銭の話が出されるという実態があることか ら、そうした手口の周知・啓発が重要。

(1) 詐欺の認知件数(過去5年)



	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
認知件数	443	370	357	442	595

(2) 令和4年に増加した手口(前年対比)

(件)

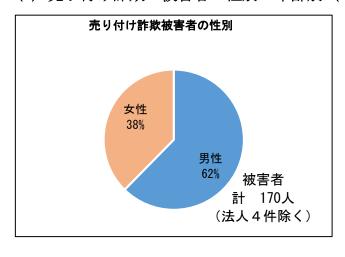
		R3年	R4年	増え	咸
詐	欺全体の認知件数	442	595	15	3
主	売り付け詐欺	89	174	85	
要な	特殊詐欺	90	118	28	147
な 手	いわゆる「サポート詐欺」	22	40	18	147
	いわゆる「ロマンス詐欺」	41	57	16	
	上記以外の詐欺	200	206	6	

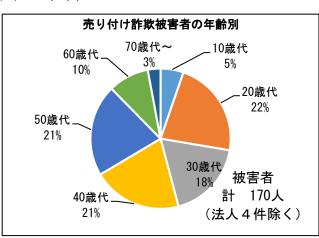
(参考) いわゆる「サポート詐欺」、いわゆる「ロマンス詐欺」の被害額

		R3年		R4年	増減	
いわゆる「サポート詐欺」	約	510 万円	約	1, 218 万円	約	708 万円
いわゆる「ロマンス詐欺」	約	22, 135 万円	約	35, 787 万円	約	13, 652 万円

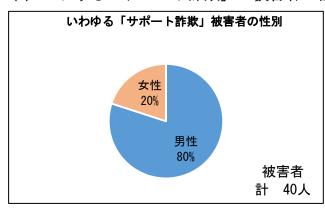
- ※「売り付け詐欺」とは、主にインターネット詐欺、オークション詐欺。
- ※<u>「特殊詐欺」</u>とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る行為(現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。)の総称。なお、キャッシュカード詐欺盗は窃盗犯であるため、詐欺の件数から除いている。
- ※<u>いわゆる「サポート詐欺」</u>とは、パソコンに「コンピューターウイルスが見つかりました」等の警告を 表示させるなどして、サポート料金と称して電子マネー等をだまし取る手口。
- ※<u>いわゆる「ロマンス詐欺」</u>とは、インターネット上の交流サイトなどで知り合った相手を言葉巧みにだまして、恋人などになったかのように振る舞い、金銭を送金させたり、被害者と親しくなり信用させて 投資目的で金銭を送金させる詐欺。
- ※「上記以外の詐欺」とは、無銭飲食、口座開設詐欺、保険金詐欺等、上記の類型に該当しない詐欺。

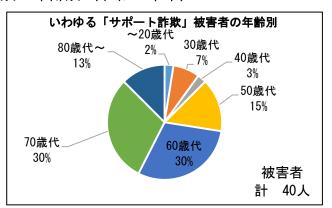
(3) 売り付け詐欺の被害者の性別・年齢別(令和4年中)



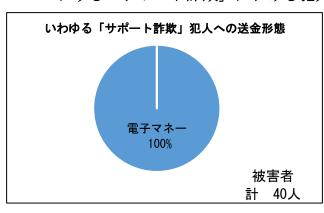


(4) いわゆる「サポート詐欺」の被害者の性別・年齢別(令和4年中)

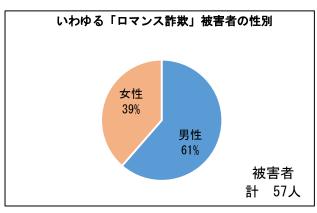


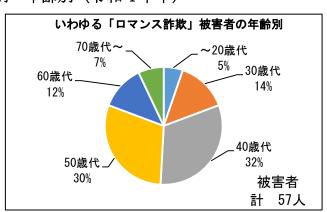


いわゆる「サポート詐欺」における犯人への送金形態(令和4年中)

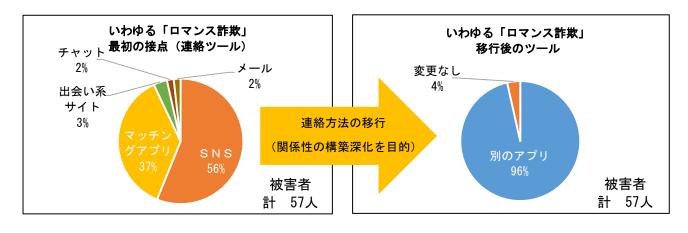


(5) いわゆる「ロマンス詐欺」の被害者の性別・年齢別(令和4年中)





いわゆる「ロマンス詐欺」における被害者と犯人の接点(令和4年中)



5 特殊詐欺の認知状況等

【ポイント】

- ・特殊詐欺は、令和4年、認知件数・被害額ともに前年から大幅に増加するなど、被害の拡 大に歯止めがかからない状況。
- ・高齢者で女性が被害に遭う割合が高く、その多くは自宅の固定電話に犯人から連絡が入る ことから、常時「留守番電話設定」が被害防止に有効。
- ・被害者へのアンケート調査から、多くの方が「自分は騙されないと思っていた」と回答。 「特殊詐欺」は知っていたが、強い関心を抱くことなく詳細な「手口」までは知らなかっ たという方が多い様子がうかがわれる。この点で、手口の周知・啓発とともに、誰もが騙 され被害に遭う犯罪であるとの認識を広げていくことが重要。
- ・被害者の多くは、家族や知人、金融機関、警察などへの相談等を通じて騙されていること に気づいており、急に心当たりのない「お金の話」があったら、1人で対応しようとせず、 まずは、誰か信頼のできる人や機関に相談することが重要。
- ・過去5年、「架空料金請求詐欺」が横行しているほか、令和4年中は、「還付金詐欺」が減少して「預貯金詐欺」が増加するなどの手口の変化もみられ、犯人側が巧妙に手口を変えている状況もみられることから、いわゆる「アポ電」の架電状況や被害状況に応じて手口の詳細を具体的に注意喚起していくことが重要。
- ・送金形態としては、カードの手渡しやすり替えなど被疑者が被害者と接触する手口や、被害者をATMに誘導して通話しながら振込操作をさせる手口など、犯人側も警察の取締りなどの対策に応じて手口を変えてくることから、「訪問者にキャッシュカードを渡さない、暗証番号を教えない」ことの周知・啓発、金融機関やコンビニエンスストア等にはATM利用者や電子マネー購入企図者への積極的な声かけの協力要請などが重要。

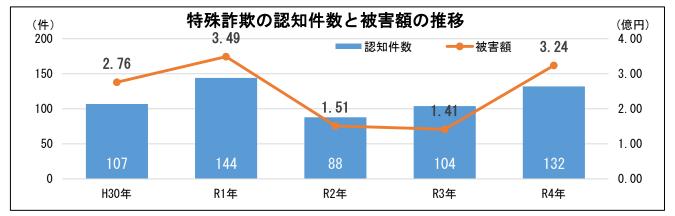
(1) 令和4年中の認知状況(前年対比)

	R3年		R4年			増減	高齢者被害の割合
被害件数		104 件		132 件		28 件	
うち高齢者	74 件			98 件		24 件	74. 2%
被害金額	約	14, 146 万円	約	32, 417 万円	約	18, 271 万円	
うち高齢者	約	9, 778 万円	約	18,857 万円	約	9,079万円	58. 2%

※高齢者とは、65歳以上の方をいう。

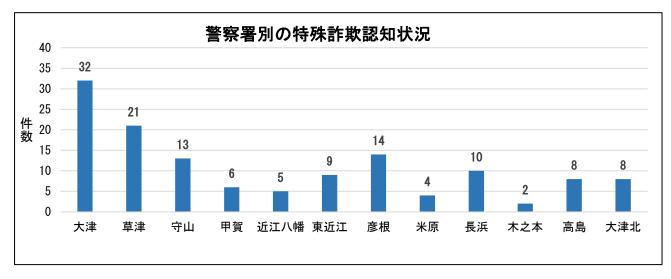
※キャッシュカード詐欺盗も件数に含む。

(2) 特殊詐欺被害の推移(過去5年)

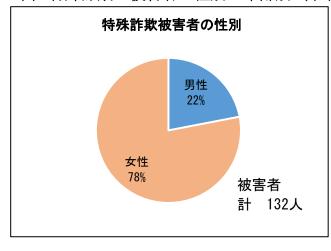


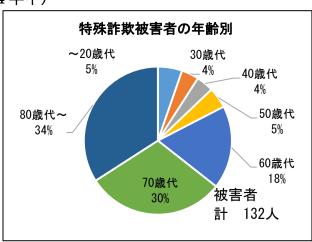
	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
認知件数	107	144	88	104	132
被害額(億円)	2. 76	3. 49	1. 51	1. 41	3. 24

(3) 警察署別の特殊詐欺認知状況 (令和4年中)



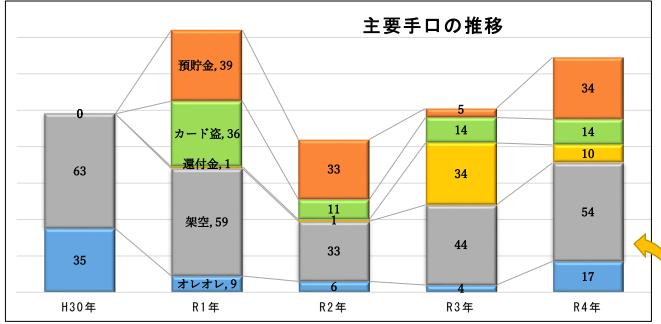
(4) 特殊詐欺の被害者の性別・年齢別(令和4年中)





(5) 手口別の認知件数の推移(過去5年)





	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
オレオレ詐欺	35	9	6	4	17
架空料金請求詐欺	63	59	33	44	54
還付金詐欺	0	1	1	34	10
預貯金詐欺	ı	36	33	5	34
キャッシュカード詐欺盗	_	39	11	14	14
融資保証金詐欺	7	0	1	1	1
金融商品詐欺	0	0	2	1	1
交際あっせん詐欺	0	0	0	0	0
ギャンブル詐欺	1	0	1	0	0
その他	1	0	0	1	1

※預貯金詐欺、カード盗(キャッシュカード詐欺盗)はR1から計上

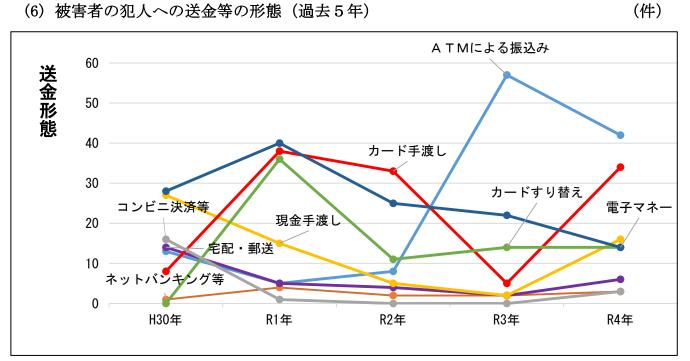
※<u>オレオレ詐欺</u>とは、親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目 に金銭等をだまし取るもの。

架空料金請求詐欺とは、「未払いの料金がある」など架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取るもの。 還付金詐欺とは、市役所職員等を装い、「介護保険料の還付金がある」などと言い、被害者をATMへ誘導し、ATMの操作を指示して犯人の口座へ現金を振り込ませてだまし取るもの。

<u>預貯金詐欺</u>とは、警察官、銀行職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードを交換する必要がある」などとの名目で、キャッシュカードや預貯金通帳等をだまし取るもの。

<u>キャッシュカード詐欺盗</u>とは、警察官、銀行職員等を装い、「キャッシュカードが不正に利用されている」などとの名目で、キャッシュカード等を準備させた上で、被害者の隙を窺い、キャッシュカード等を窃取するもの。

(6) 被害者の犯人への送金等の形態(過去5年)



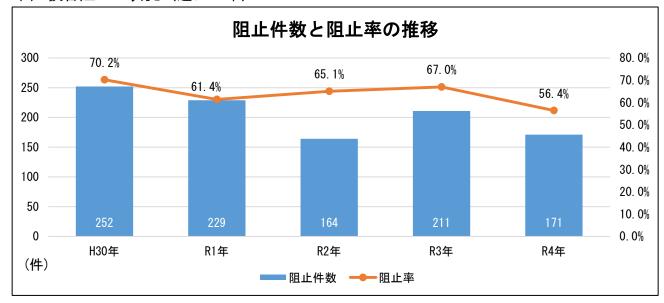
	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
ATMによる振込み	13	5	8	57	42
ネットバンキング等	1	4	2	2	3
宅配・郵送	14	5	4	2	6
現金手渡し	27	15	5	2	16
カード手渡し	8	38	33	5	34
カードすり替え	0	36	11	14	14
電子マネー	28	40	25	22	14
コンビニ決済等	16	1	0	0	3
総数	107	144	88	104	132

○上記の「ATM による振込み」に係る ATM 設置場所の類型(過去3年)

	R2年	R3年	R4年
店舗内のATM	5	43	23
店舗外のATM	3	10	11
上記の両方	0	4	8

※「店舗内のATM」とは、金融機関の店舗内に設置されたATM。 「店舗外のATM」とは、金融機関以外に設置されたATM。

(7)被害阻止の状況(過去5年)



	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
阻止件数	252	229	164	211	171
阻止率	70. 2%	61.4%	65. 1%	67. 0%	56.4%
阻止金額(千円)	179, 703	68, 088	41, 252	23, 634	39, 729

※「阻止件数」とは、特殊詐欺にだまされた被害者が、現金等を送付するまでに第三者によって被害を食い止められた件数。

「阻止率」とは、認知件数と阻止件数の合計(阻止されなければ被害に遭っていたと想定される件数) に対する阻止件数の割合。

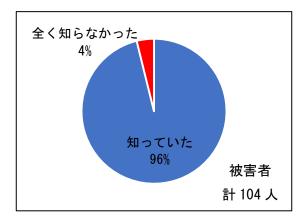
「阻止金額」とは、阻止によって被害が防がれた想定金額の合計。

(参考) 特殊詐欺の被害者アンケート結果

※令和4年中に被害者からアンケート調査で回答を得られたものを集計。

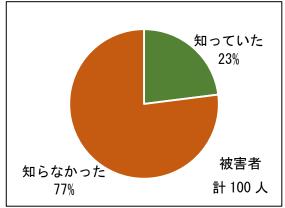
Q1.被害者は「特殊詐欺」というものを知っていたか?

知っていた	100人
全く知らなかった	4人



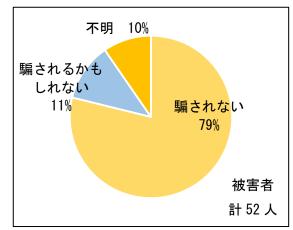
Q2.Q1で「知っていた」と回答した者のうち、自分が騙された特殊詐欺の手口について知っていたか?

知っていた	23人
知らなかった	77人



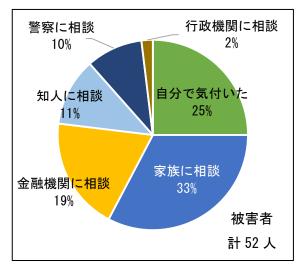
Q3.自分が被害に遭うかもしれないと思っていたか?

騙されないと思っていた	41人
騙されるかもしれないと思っていた	6人
不明	5人



Q4.いつ自分が騙されたと気付いたか?

自分でおかしいと思って気付いた	13人
家族と会話や相談をしたとき	17人
金融機関に確認、相談等をしたとき	10人
知人に相談等をしたとき	6人
警察に連絡、相談等をしたとき	5人
市町などの行政機関に相談等をしたとき	1人



6 強制性交等・強制わいせつ等

【ポイント】

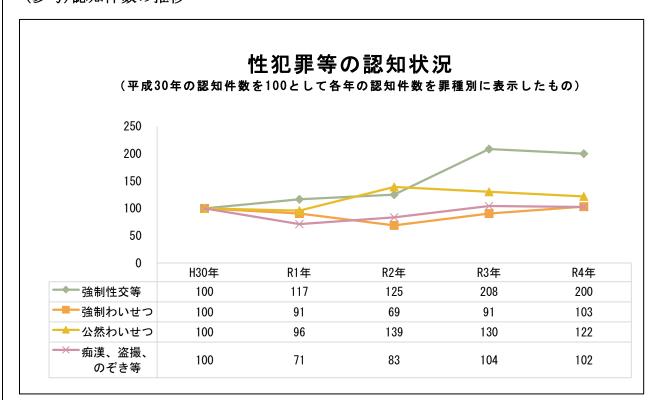
- ・令和4年は、性犯罪等の認知件数が前年から横ばいの状況。引き続き、多数の被害が発生。
- ・強制性交等・強制わいせつの被害は高校生以下で約4割を占める。 SNSに起因して犯罪被害(注1)に遭う児童(18歳未満)は後を絶たず、令和4年の被 害児童全員がフィルタリング(注2)を利用していなかったことが判明。
- ・SNSの利用上の注意を含めた児童・学生への安全教育・指導やフィルタリングの利用促進が被害防止の面でも重要。
- ・子ども・女性への声かけ事案も多数認知しており、特に子どもは登下校中・遊戯中に1人 でいるときに、そうした事案に遭うことが多いことにも留意が必要。
- (注1) 犯罪被害とは、滋賀県青少年の健全育成に関する条例、児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法、 誘拐、強制性交等罪等の被害をいう。
- (注2) フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年 に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスのことをいう。

(1) 強制性交等・強制わいせつ等の認知件数(過去5年)

(件)

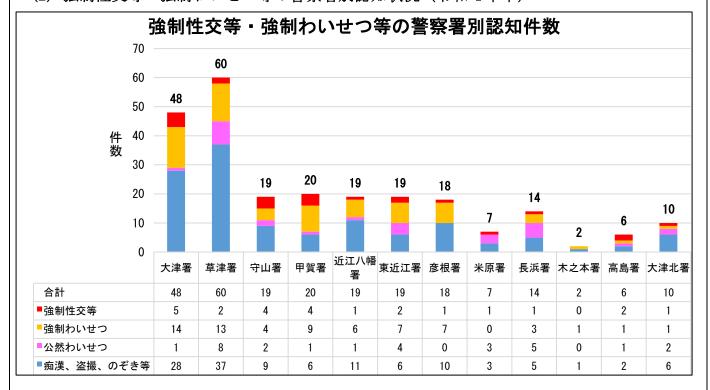
		H30	R1年	R2年	R3年	R4年
刑	強制性交等	12	14	15	25	24
法	強制わいせつ	64	58	44	58	66
14	公然わいせつ	23	22	32	30	28
	痴漢、盗撮、のぞき等※	121	86	101	126	124
			•			
子	ども・女性への声かけ事案	746	789	603	702	657

(参考)認知件数の推移

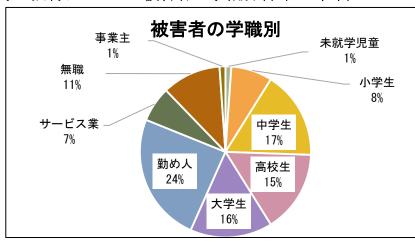


※痴漢・盗撮は滋賀県迷惑行為等防止条例違反、のぞき等は軽犯罪法違反に分類される。

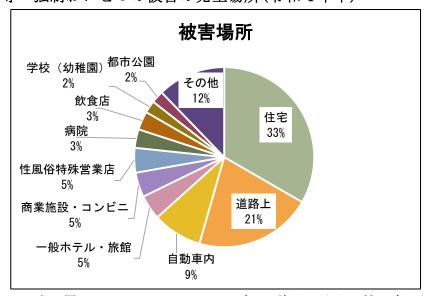
(2) 強制性交等・強制わいせつ等の警察署別認知状況(令和4年中)



(3) 強制性交等・強制わいせつの被害者の学職別(令和4年中)

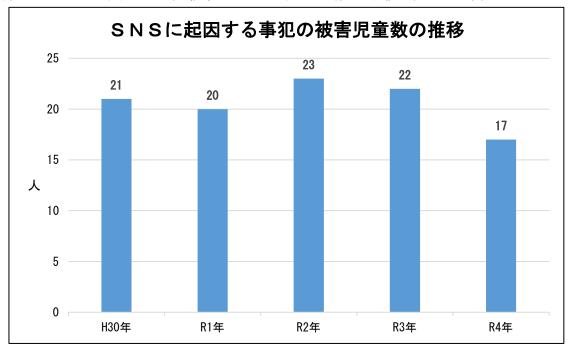


(4) 強制性交等・強制わいせつの被害の発生場所(令和4年中)



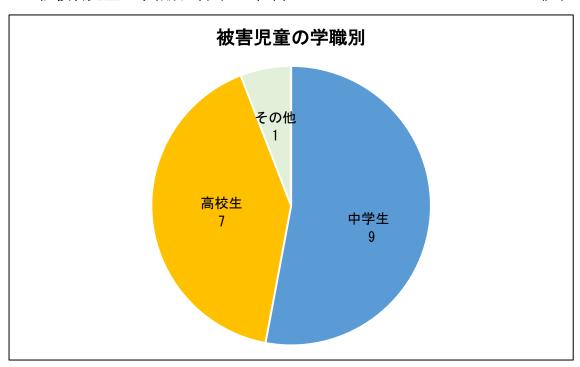
※その他には、官公署、コインランドリー、スポーツ施設、サウナ等公衆浴場等が含まれる。

(参考) SNSに起因して犯罪被害に遭った児童の数の推移(過去5年)



上記被害児童の学職別(令和4年中)

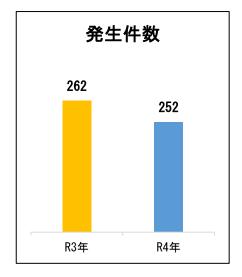
(人)



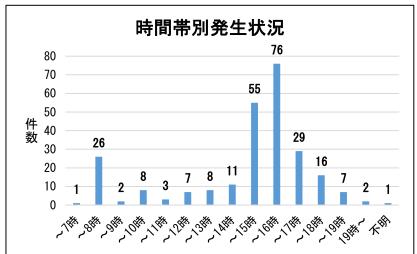
※SNSに起因して犯罪被害に遭う児童(18歳未満)は後を絶たず、令和4年の被害児童全員がフィルタリングを利用していなかったことが判明。(再掲)

(5) 子どもに対する声かけ事案発生状況(令和4年中)

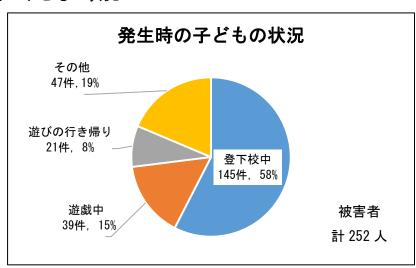
発生件数



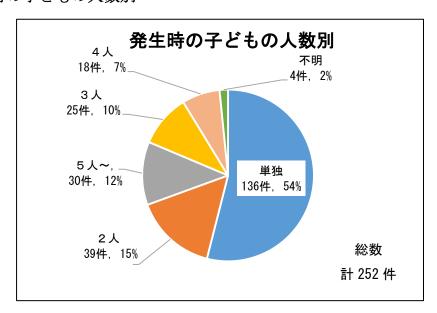
時間帯別発生状況



発生時の子どもの状況



発生時の子どもの人数別

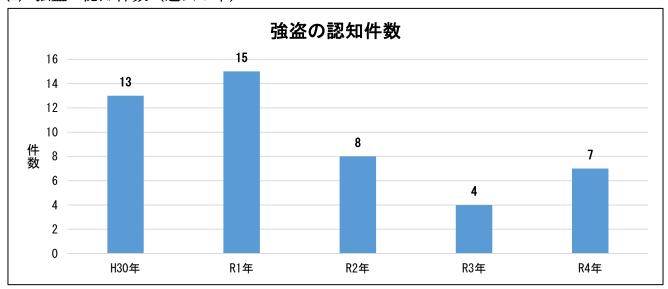


7 強盗の認知件数等

【ポイント】

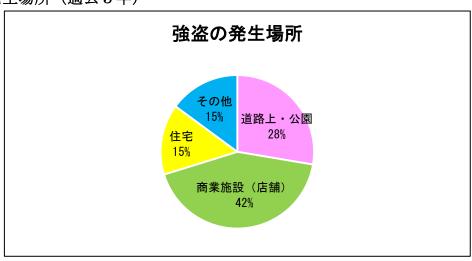
- ・強盗の認知件数は令和2年から減少傾向にあったものの、令和4年は7件と、前年よりも 増加。
- ・令和4年中、金融機関やコンビニエンスストアに対する強盗の発生はなく、路上での強盗 や、一般の店舗などで代金支払いを免れるための強盗が発生したことが増加の要因。

(1) 強盗の認知件数(過去5年)



	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
強盗	13	15	8	4	7

(2) 強盗の発生場所(過去5年)



	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
道路上・公園	3	2	2	3	3
商業施設(店舗)	8	5	3	1	3
住宅		5	1		1
その他	2	3	2		
合計	13	15	8	4	7

※「道路上」には、タクシーに対する強盗を含む。

※「その他」とは、会社・事務所、工事現場等。

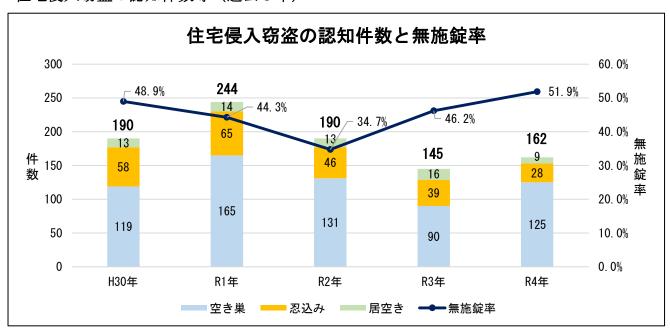
8 主な窃盗犯の認知件数等

(1) 住宅侵入窃盗

【ポイント】

- ・令和4年の住宅侵入窃盗の認知件数は、令和3年よりも増加。
- ・空き巣が増加したことで、住宅侵入窃盗全体の認知件数を押し上げたが、忍込み、居空 きについては過去5年で最小値。
- ・無施錠率は過去5年で最も高い割合であった。
- ・住宅への侵入には、勝手口や窓からのものも多いことから、外出時は玄関のほか、窓等 への鍵かけの徹底や、防犯アラーム・補助錠・防犯フィルム等の防犯機器の活用も被害 防止の面で有効。

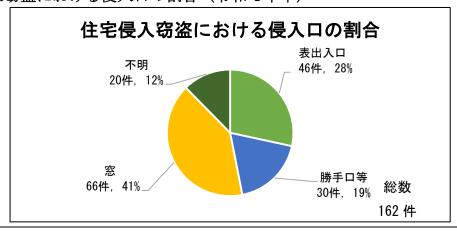
住宅侵入窃盗の認知件数等(過去5年)



		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
住宅侵入窃盗		190	244	190	145	162
	空き巣	119	165	131	90	125
	忍込み	58	65	46	39	28
	居空き	13	14	13	16	9
	無施錠	93	108	66	67	84
	無施錠率	48.9%	44.3%	34. 7%	46.2%	51.9%

※「無施錠率」とは、住宅侵入窃盗被害のうち、鍵をかけていなかった割合のことをいう。

(参考) 住宅侵入窃盗における侵入口の割合(令和4年中)

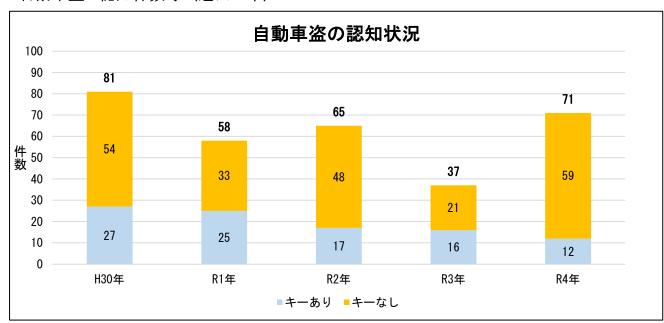


(2) 自動車盗

【ポイント】

- ・令和4年は、自動車盗が増加し、平成30年に次ぐ認知件数となった。
- ・令和4年の被害状況をみると、夜間に被害が起こりやすい。
- ・被害の車種は、ハイブリッド車・高級SUV車・高級セダン車が中心。
- ・令和4年は、被害のうちの約83%が施錠された状態であり、電子システムを解除する特殊装置を使って盗む手口も全国的に横行していることから、鍵かけの徹底に加え、ハンドルロックやタイヤロックなどの盗難防止装置の付設等の更なる対策も求められる。

自動車盗の認知件数等(過去5年)

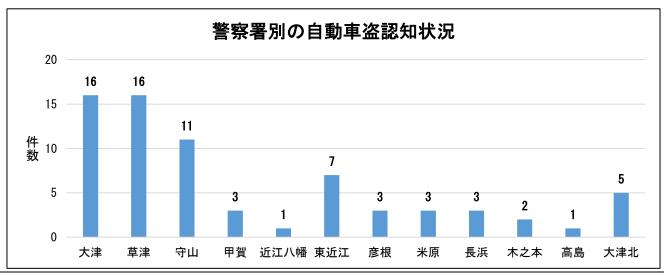


		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
自動車盗		81	58	65	37	71
	キーあり	27	25	17	16	12
	キーなし	54	33	48	21	59

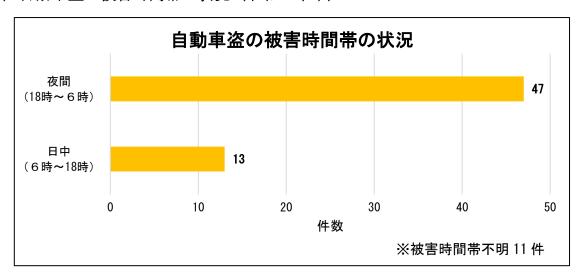
※「キーあり」とは、無施錠で自動車のキーが車両に置かれた状態をいう。

「キーなし」とは、施錠された状態をいう。

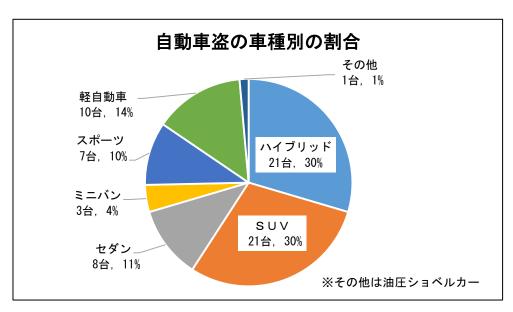
(参考) 警察署別の自動車盗認知状況(令和4年中)



(参考) 自動車盗の被害時間帯の状況 (令和4年中)



自動車盗の車種別の割合(令和4年中)

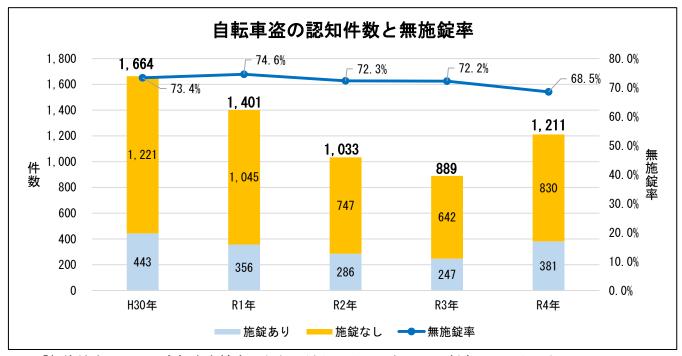


(3) 自転車盗

【ポイント】

- ・自転車盗の認知件数は近年減少していたが、令和4年は令和3年と比較して大幅に増加。
- ・無施錠率は過去5年で最も低い割合となったが、未だ7割弱が無施錠による被害であり、 さらに、被害の場所も住宅やアパート・マンションの駐輪場所が最も多い。自宅等に駐 輪する場合も施錠の徹底が必要。
- ・各事業者による顧客への施錠徹底に関する呼びかけや、駐輪場の警戒警備の強化も重要。

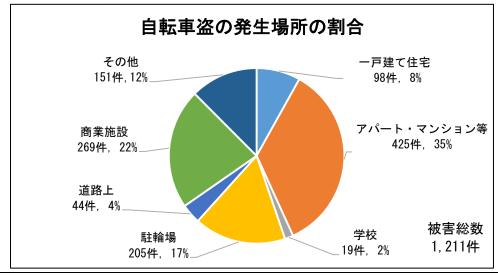
自転車盗の認知件数等(過去5年)



※「無施錠率」とは、自転車盗被害のうち、鍵をかけていなかった割合のことをいう。

		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
自転車盗		1, 664	1, 401	1, 033	889	1, 211
	施錠あり	443	356	286	247	381
	施錠なし	1, 221	1, 045	747	642	830
	無施錠率	73.4%	74.6%	72.3%	72.2%	68.5%

(参考) 自転車盗の発生場所の割合(令和4年中)

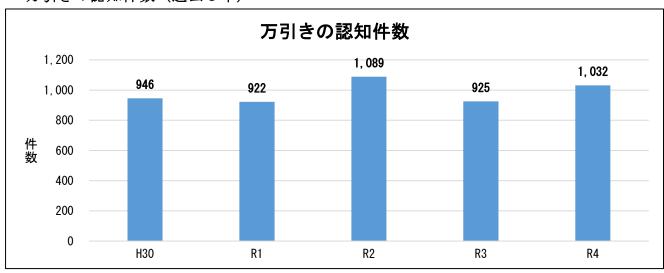


(4) 万引き

【ポイント】

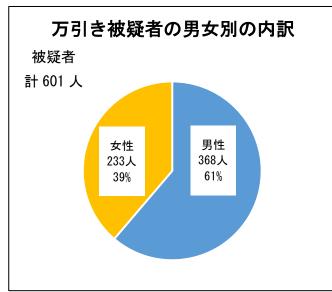
- ・令和4年は、万引きの認知件数が前年より増加。
- ・各事業者による商品陳列方法の工夫や警戒警備の強化による防止等の徹底・強化が求め られる。

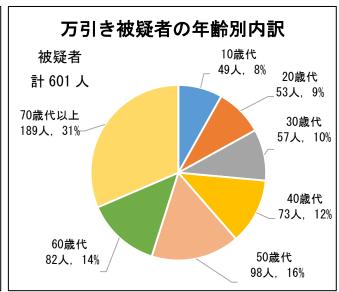
万引きの認知件数(過去5年)



	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
万引き	946	922	1,089	925	1, 032

(参考) 万引きで検挙した被疑者の性別・年齢別(令和4年中)



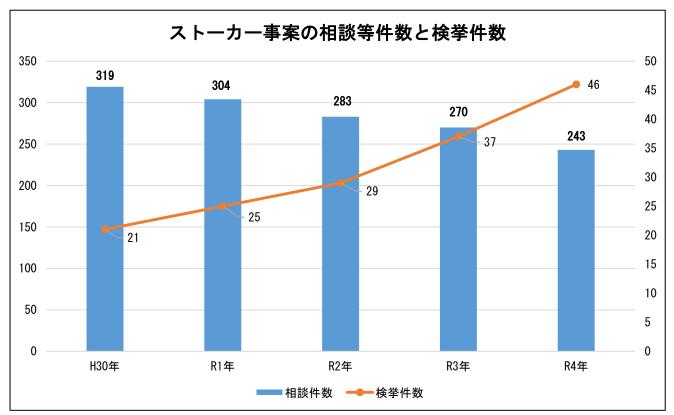


9 人身安全関連事案の動向

(1) ストーカー事案

【ポイント】

・ストーカー事案の相談等件数は減少傾向にあるが、事案認知時には事態がエスカレート しないよう早期に必要な措置を講じるようにしており、検挙件数は年々増加し、令和4年 は過去5年で最多となっている状況。



		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	前年比増減(注)
ストーカ	一事案の相談等件数	319	304	283	270	243	-27
検挙件数		21	25	29	37	46	9
	うち刑法犯・特別法犯検挙	17	20	22	30	30	0
	うちストーカー規制法違反検挙	4	5	7	7	16	9

注:令和3年の数値と比較した令和4年の増減数

※ストーカー事業の相談等件数には、執ようなつきまといや無言電話等のうち、ストーカー行為等の規 制等に関する法律やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

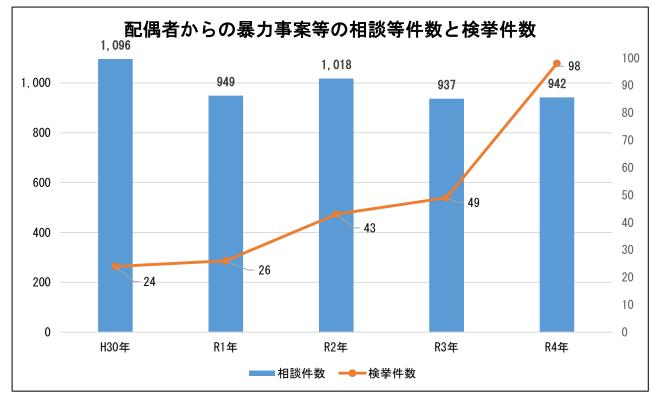
(2) 配偶者からの暴力事案等

【ポイント】

- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談等件数は横ばいの状況。
- ・事案認知時は、夫婦間の事案であっても、事態がエスカレートしないよう、早期に必要な措置を講じるようにしており、検挙件数は前年より倍増し、過去5年で最多となっている状況。

配偶者からの暴力事案等の相談等件数と検挙件数(過去5年)

(件)



		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	前年比増減(注)
配偶者か	らの暴力事案等の相談等件数	1, 096	949	1, 018	937	942	5
検挙件数	Į	24	26	43	49	98	49
	うち刑法犯・特別法犯検挙	24	26	41	48	98	50
	うち保護命令違反検挙	0	0	2	1	0	-1

注:令和3年の数値と比較した令和4年の増減数

※配偶者からの暴力事案等の相談等件数とは、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫 を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。

(3) 児童虐待

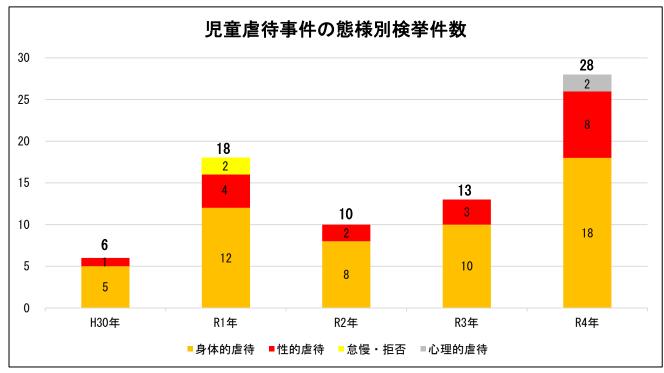
【ポイント】

・事案認知時には、関係機関と連携しつつ、子どもの安全確保を最優先に迅速的確に必要 な措置を講じるようにしていることもあり、児童虐待事件の検挙件数及び児童虐待にか かる通告児童数は増加。

児童虐待の状況(過去5年)

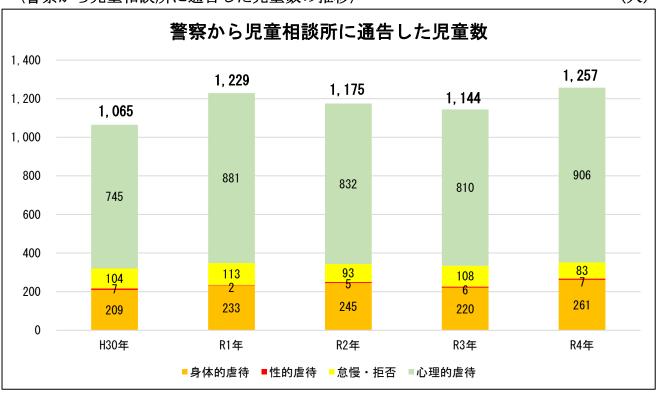
〈児童虐待事件の態様別検挙件数の推移〉

(件)



〈警察から児童相談所に通告した児童数の推移〉

(人)



10 総括

- ・令和4年の刑法犯認知件数は9年ぶりに増加に転じ、令和元年の水準を上回るなど、犯罪情勢が悪化。
- ・増加の要因として、乗り物盗、詐欺、暴行・傷害、万引き、空き巣の増加が挙げられ、それらの被害の実態から、自転車への施錠や外出時の自宅の施錠の徹底、様々な詐欺の手口の周知や心当たりのない「お金の話」が出たら家族や警察に相談する気運の醸成、事業者による犯罪防止の工夫や顧客へのきめ細かい声かけなどにより、更なる被害防止を図ることは十分可能。
- ・性犯罪や児童・女性への声かけ事案も依然として多数発生していることから、これら被害 の実態を踏まえ、被害防止に向けた広報啓発活動等を展開するとともに、地域の安全確保 に向けた警戒活動や取締り等の推進も重要。
- ・ストーカー、DV、児童虐待等の人身安全関連事案は、深刻な被害が生じないよう迅速的 確な対処が図られている状況が検挙件数の増加等からもみられるところ、引き続き、そう した対応の強化が求められる。
- ・県警察においては、刑法犯認知件数が増加に転じたことなどを受けて、令和4年10月から「犯罪抑止対策緊急強化戦略」を策定し、部門横断のプロジェクトチームを立ち上げ、犯罪抑止に力を入れてきたところであるが、上記の犯罪情勢等を踏まえ、犯罪の発生分析や情報発信の高度化、官民連携による街やサイバー空間の見守り活動の強化、重点警戒地区を設定した機動的・集中的な警戒活動・先制的捜査活動の展開などの同戦略に沿った対策を、関係機関・団体、事業者、ボランティアをはじめとする県民の方々と緊密に連携して強力に推進していくことが重要。